

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明

公 告

下記により入札を実施するので、「入札(見積)及び契約心得」を同意のうえ参加すること。

記

- 入札に付する事項 「電気柵のメンテナンス」
- 入札方式 一般競争入札
- 入札日時 令和8年4月27日(月) 13時15分
※1 入札日の前日17:00までに到着した郵便(原則、書留等)による入札を有効とします。
(郵送後、会計隊へ連絡すること。)
※2 郵便による入札の場合は、再入札は辞退と見なします。
- 入札場所 航空自衛隊千歳基地 100ビル庁舎 会計隊入札室
- 契約方法 確定契約
- 契約条項を示す場所 航空自衛隊第2航空団 会計隊事務室
- 参加条件 (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
(2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
(5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた北海道地域の競争参加資格を有する者
- 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセント(軽減税率対象品目は8パーセント)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札書に記載すること。
- 保証金等 (1) 入札保証金: 免除
(2) 契約保証金: 免除
(ただし、入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは入札保証金相当額(落札価格の100分の5)を徴収する。)
- 入札の無効 第7項の参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 契約書等の作成 有
- 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約(請書)条項 役務供給契約(請書)条項及び適用契約条項並びに暴力団排除に関する特約条項(工事以外)
- 履行期間 令和8年5月1日(金) ~ 令和9年3月31日(水)
- 履行場所 航空自衛隊千歳基地(北海道千歳市平和無番地)
- 説明会 無
- 落札決定方式 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。
(1) 代理人による入札は、委任状の提出を必要とする。
(2) 入札参加者は、入札前までに防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)(写)を下記照会先へ提出すること。
ただし、当該年度に有効な防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)(写)を既に提出している場合は省略することができる。(FAXによる提出可)
(3) 本入札は、持参又は郵便入札を可とする。
(4) 本入札に関する事項については、会計隊契約班に照会又は千歳基地HPを参照すること。
- 入札に関する照会先 〒066-0044
北海道千歳市平和無番地
航空自衛隊 第2航空団 会計隊 契約班
千歳基地HP: <https://www.mod.go.jp/asdf/chitose/acs/>
TEL: 0123-23-3101(内2753)
FAX: 0123-23-3382(直通)
担当: 橋浦
防衛部 山口
TEL: 4007(内)
- 仕様書に関する照会先

入 札 書

貴通知・公告に対し、入札(見積)及び契約心得・標準契約条項等承知の上、下記のとおり提出致します。

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明 殿

(住 所)

(会 社 名)

(代表者氏名)

(担 当 者)

(電 話 番 号)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
電気柵のメンテナンス	仕様書のとおり	式	1		
	以下余白				
総額 ￥ _____					
申 込 者 の 条 件	履行期間:令和8年5月1日～令和9年3月31日 履行場所:航空自衛隊千歳基地				

◎入札者は一旦提出した入札書の引替、変更または取消をなすことが出来ない。(会計法第29条の5②)

「記載注意」

1. 不要の字句は適宜抹消して使用すること。
2. 品名点数が少ないときは余白の欄に斜線すること。
3. 2葉以上使用するときには総額欄は次葉へつづくとし最後の用紙に総額を記載すること。

委任状

令和 年 月 日

契約担当官
航空自衛隊第2航空団
会計隊長 西谷内 博明 殿

下記の番号に ○ の付記のある
入札に関する権限を代理人 に委任します。

件名:電気柵のメンテナンス

- 1 入札及び見積に関する事項
- 2 契約締結の権限
- 3 代金の請求及び領収に関する権限
- 4 復代理人選任の権限
- 5 上記の外、本件に付随する一切の権限

委任者 (住所)
(会社名)
(代表者名)

受任者 (住所)
(会社名)
(代理人)

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号	0106-9999-NL9999-34-034	仕様書番号	
品名 又は 件名	電気柵のメンテナンス	千基LPS-X99621	
		承認	令和 8年 2月 25日
		作成	令和 8年 2月 24日
		改正	
		作成部隊等名	第2航空団司令部
		ホームページ	掲載 不掲載

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊千歳基地において使用する電気柵のメンテナンスについて規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2による。

1.3 引用文書等

この仕様書において引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、仕様書の一部をなすものであり入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 履行場所

調達要領指定書のとおり。

2.2 履行期限

調達要領指定書のとおり。

2.3 履行内容

契約相手方は、次の作業を実施する。

2.3.1 電気柵のメンテナンス

調達要領指定書のとおり。

2.4 材料等

調達要領指定書のとおり。

3 品質保証

3.1 検査

検査は本仕様書及び航空自衛隊調達規則に基づき実施するものとする。

4 秘密保全・安全管理

4.1 秘密保全

契約の相手方は、本役務等によって知り得た事項について、他に漏洩してはいけない。

品名又は件名	電気柵のメンテナンス
--------	------------

4.2 安全管理

- a) 作業現場の安全管理は、現場責任者が関係法令等に従って実施するものとし、実施にあたっては、常に安全に留意するとともに、事故及び災害等の防止に努めるものとする。
- b) 契約の相手方は、事故又は災害等が生じた場合、ただちに適切な処置をとるとともに、遅滞なく監督官に報告するものとする。

5 その他必要な事項

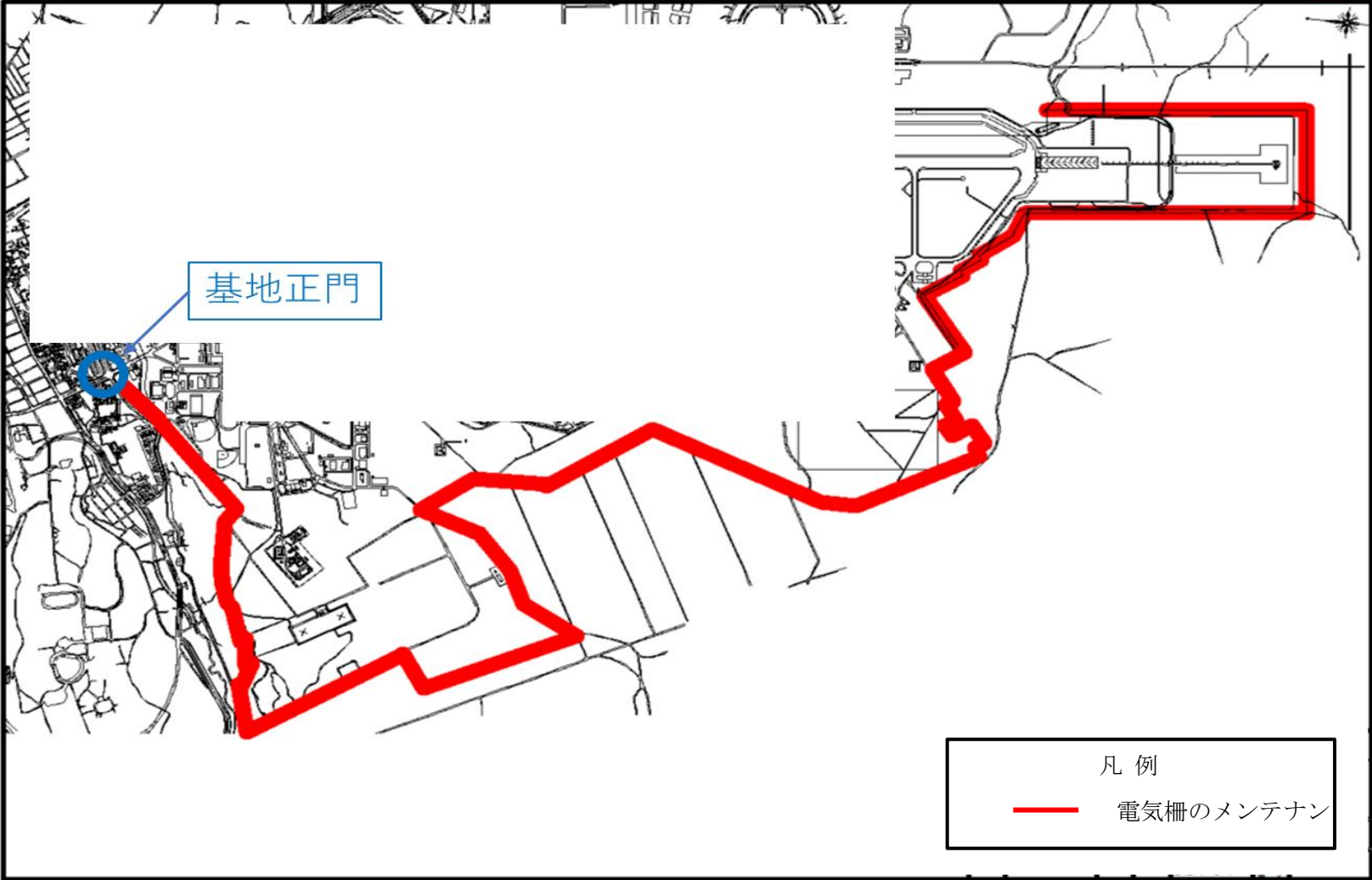
- a) 本役務において、建物等及び通信機器等を損傷しないように養生するものとし、これらに損傷を与えた場合については、契約の相手方の責任及び負担により補償するものとする。
- b) 本役務実施にあたり、不具合が生じた場合若しくは、本仕様書に疑義が生じた場合、官側と協議するものとする。
- c) 部隊内への立ち入り等は、当該部隊で定められた所定の手続き及び部隊内の諸規則に従うこと。
- d) 作業実施日は、平日の0815から1700において計画、実施することを基準とする。ただし、土日祝日の作業を必要とする場合は、事前に監督官と調整するものとする。
- e) この役務の施工に際し、位置または工法の変更により、寸法及び数量の増減に伴う軽微な変更は、契約の相手方の負担にて実施するものとし、細部は官側との調整によるものとする。
- f) 本役務に必要な資機材等は、契約の相手方が準備するものとする。
- g) 施工については、必要な資格を有する者に実施させ、資格証明書を提出するものとする。
- h) 設置完了後は、動作確認を含む機能検査を適切に実施するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	3 6 0 1
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年4月13日
	作 成 部 課	第2航空団司令部
	作 成 年 月 日	令和8年4月8日
品名又は件名	電気柵のメンテナンス	
仕 様 書 番 号	千基L P S - X 9 9 6 2 1	
<p>1 履行場所 航空自衛隊千歳基地</p> <p>2 履行期間 令和8年5月1日（金）～令和9年3月31日</p> <p>3 電気柵のメンテナンス</p> <p>3.1 電気柵のメンテナンス実施場所は、別図による。</p> <p>3.2 メンテナンス実施要領 契約の相手方は、電気柵の有効利用、品質の維持及び安全管理に資するため必要な各種作業を適切に実施するものとする。</p> <p>3.2.1 積雪前管理作業（実施時期は、12月を基準とする。）</p> <p>a) 電気柵の柵下ろし作業（ワイヤーの緊張緩和及び電気柵の倒伏作業）を適切に実施するものとする。</p> <p>b) 電気柵本機及びソーラーパネル等、室内保管を要する資器材の取外し及び回収（養生を含む。）作業を適切に実施するものとする。</p> <p>3.2.2 雪解け後管理作業（実施時期は、3月を基準とする。）</p> <p>a) 電気柵の柵上げ作業（ワイヤーの緊張及び柵の再設置作業）を適切に実施するものとする。</p> <p>b) 電気柵本機及びソーラーパネル等、室内保管を要する資器材の再設置を適切に実施するものとする。</p> <p>3.2.3 運用中管理作業（実施時期は、4月～12月を基準とする。）</p> <p>a) 電気柵の有効利用に必要な電圧（適正值3,500V以上）の点検及び維持管理を適時適切に実施するものとする。</p> <p>b) 電気柵周辺の漏電防止を目的とし、必要な草刈り作業を適時適切に実施するものとする。</p> <p>c) 電気柵に軽微な破損箇所を認めた場合、契約の相手方の責において、補修作業を実施するものとする。</p> <p>3.3 その他</p> <p>a) 各種メンテナンスの実施日時は、気候条件等を考慮し、官側と契約の相手方が協議の上、決定するものとする。</p>		

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	
	調 達 要 求 年 月 日	
	作 成 部 課	
	作 成 年 月 日	
品名又は件名		
仕様書番号		

- b) 本役務において発生する廃棄物は、契約の相手方の責により、関係法令等に基づき、適切に処分するものとする。
- c) 電気柵の引渡しは、監督官立会いの下、当該物品を通電状態とし、正常に作動していることが確認できる状態にて引渡しを行うものとする。

電気柵のメンテナンス実施場所



提出書類

番号	書類等名称	提出部数	提出期限	備考
1	役務計画書	1	契約後速やかに	様式任意
2	役務着手届	1	契約後速やかに	様式任意
3	役務記録	1	役務完了後速やかに	様式任意
4	役務完了通知書及び役務完了検査願書	1	役務完了後速やかに	様式任意